

令和 8 年度支え合い活動推進費助成金募集要領

1. 目 的

仙台市内の地域住民で組織する団体又は福祉関係団体が、これらの団体間のネットワーク構築や地域福祉の担い手の育成を目的とする研修等を実施する場合に、その活動費を助成し、住民同士の支え合い活動等の地域福祉活動の推進に寄与することを目的とします。

2. 助成対象団体

市内の地域住民団体、市内に本拠を置く福祉関係団体

※政治及び宗教活動を行う団体、営利団体、暴力団等は対象外です。

3. 助成対象事業

(1)対象事業の内容

対象事業	具体例等
①人材・コーディネーターの育成	地域福祉の担い手を育成するために行う事業 ＜事業例＞ 「研修会」「講座」「体験活動」「視察」等
②話し合う場づくり	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、解決のために行う事業 ＜事業例＞ 「住民座談会」「懇話会」「意見交換会」「視察」等
③地域内の見守り・支え合いの促進	地域住民主体による見守り活動や地域住民の交流を促進するために行う事業 ＜事業例＞ 「見守りのしおりづくり」「居場所づくり」「サロン活動」 「(災害時も含めた)要援護者支援マップづくり」「見守り体制強化のためのネットワーク会議の開催」等

(2)対象事業の条件

- ①団体間の連携・協働による事業または地域福祉の担い手を育成する事業であること。
- ②地域住民の参加を得て、組織的に行う活動であること。
- ③その事業に対し、市や他団体からの助成を受けていないこと。
- ④営利、観光、政治、宗教目的でないこと。
- ⑤団体内の会員同士の親睦を図ることのみを目的としたものでないこと。
- ⑥団体の代表者と会計の担当が決まっていて、活動を実施・報告できる体制にあること。

(3)対象事業の実施期間

助成金の決定日～令和 9 年 3 月 31 日までに実施及び完了する事業

4. 助成金額

1 団体につき上限 4 万円（4 団体程度／年度総額 16 万円）

※1 団体につき 1 年度 1 回のみとなります。 ※財源は市補助金です。

5. 助成対象経費

会議費(お茶代、会場代等)、消耗品費(活動に係る消耗品、使用する物品、材料等)、通信運搬費(ハガキ、切手代等)、研修費(講師謝金、資料代、交通費等)、広報費(チラシ・ポスター作成代、広報紙作成代等)、諸費(振込手数料、いずれの科目にも属さないもの)

※ただし、備品購入や活動実施者の趣味、娯楽、親睦等を主な目的とするもの、食事提供に充てる経費、団体の恒常的な経費等は助成対象外となります。

6. 募集期間・助成金決定・送金時期

(1) 第1次募集期間：令和8年4月15日(水)～5月15日(金)

(助成決定：5月下旬予定／送金：6月上旬予定)

(2) 第2次募集期間：令和8年6月15日(月)～7月15日(水)

(助成決定：7月下旬予定／送金：8月上旬予定)

(3) 第2次募集以降の募集について

上記募集期間終了後も予算残額がある場合は、下記期間において、追加募集を行います。

令和8年9月～令和9年1月までの期間。(毎月末日までの申請分を翌月審査、送金予定)

※ただし、予算総額に達した時点で募集は終了いたします。

追加募集については、本会HPにてお知らせいたします。

7. 申請・審査・交付決定等

(1) 申請方法

申請する場合は、下記8の窓口までお電話のうえ、次の書類をご持参ください。郵送による申請は受付けることができませんので、ご了承ください。

- ・提出書類：交付申請書、活動実施計画書、活動実施予算書、団体等の規約・会則・役員名簿、団体の年間事業計画等

※申請関係様式につきましては、仙台市社会福祉協議会のHPから入手いただけます。

(2) 審査方法

仙台市社会福祉協議会が設置する審査会による書類審査を行います。

(3) 審査にあたって重視する点

事業の趣旨・目的に合致しているか、実現可能なものであるか、助成の効果が期待できるか、などについて審査します。

(4) その他

- ・助成事業及び団体は、仙台市社会福祉協議会のホームページ等にて公表いたします。
- ・事業終了後2週間以内に「実績報告書」「助成金精算書」「領収書(写し)」等を提出いただく必要があります。

8. 実施主体・相談・申請窓口

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会(担当：地域福祉課地域福祉係)

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目6-10 EARTHBLUE 仙台勾当台5階

TEL：022-223-2026 ※来所の際は事前に必ずお電話ください。

HP：<https://www.shakyo-sendai.or.jp/>